

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和3年6月21日
- 2 開会年月日、時間 令和3年6月29日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 15名
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 8名
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭
小林 広幸 牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名
竹内 邦広
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 湯浅 泰明 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第6号 農用地利用集積計画の決定について
報告 第4号 農地法第4条第1項の8号の規定による届出について
報告 第5号 農地法第5条第1項の7号の規定による届出について
報告 第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告 第7号 農地法施行規則第29条第1項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名 出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より6月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、7番小林広幸委員、8番牧けい子委員の両名をお願いします。

それでは、はじめに、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について、3 番岩崎委員より説明願います。

3 番岩崎委員：譲受人の方に聞き取りを行ってきました。

作付けするものはブドウです。但し、今年は今植わっている栗をやりまして、来年からブドウを植えるとのこと。耕作に必要な物については、トラクター、SS、乗用草刈機、高所作業機を所有されています。労働力は、本人と奥様の 2 名です。申請地までの移動距離ですが、申請地は譲受人の自宅と屋敷畑のある土地に隣接しているので、自宅のすぐ隣ということです。譲受人は主に栗を作っている方ですが、屋敷畑には昨年ブドウを植えたそうで、申請地と一体でブドウをやるという計画です。

譲渡人との関係は、2 人とも六川の方同士ということです。申請地は、以前は譲渡人の親戚の方が借りてやっていたのですが、高齢になり耕作できなくなったので返す、という話になり、同じ地区に住む譲受人に依頼をし、今回の話がまとまったそうです。

以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は許可とします。続いて、番号 2 と番号 3 についてですが、関連していますので一括して事務局より説明願います。

事務局：地図の方は、番号 2 は 2 ページ、番号 3 は 3 ページに示しておりますのでご覧ください。申請地の位置ですが、番号 2 の方は国道 403 号線の矢島交差点の東側にあります。また、番号 3 の方はくだもの街道を北へ向かい、長野電鉄の踏切を越えた先の東側の区域内に点在しています。

譲渡人はそれぞれ矢島と中条の方です。譲受人は国内各地で農産物を生産する法人の事業主で、自宅は議案書に記載のとおり県外にあります。

譲渡人の 2 名はそれぞれに事情があり、徐々に耕作地を減らしたいと考えています。番号 2 の譲渡人は、5 月中に町農地バンクに相談をし、当初、貸付希望で登録もしています。

一方、譲受人は農業法人で、今後さらに事業規模を拡大し上場を目標にしているのだそうです。目標どおり上場できた場合に農地所有適格法人ではいられなくなるため、予め事業主の個人名による申請となっています。

いずれの案件も、当事者の 3 者から代理人が依頼を受けて進められた話で、譲渡人の 2 者に対しては小布施土地改良区も紹介等で間に入っているとのこと。

譲受人の状況について説明いたします。所有農地は、山梨県など複数の県にありますが、長野県内においては、これらの案件が許可されれば初の農地取得となるそうです。本社は長野県富士見町にあり、キノコ栽培施設やカット野菜工場などが、飯山市、中野市、富士見町にはあります。法人設立は 6 年前、従業員規模は、現在は正社員 45 名、パートと研修生が約 60 名という状況です。申請地では、中野市内のキノコの菌床工場に勤務する従業員のうち男性 4 名が通ってきてズッキーニ、米、リンゴを栽培する計画

となっています。このうち、米とリンゴは現在の状態をそのまま引き継ぐものです。所有する農機具は、SS1 台、軽トラック 4 台、乗用草刈機 2 台、トラクター1 台のほか、ビーバーも持っています。通作距離は中野の菌床工場から約 4.2 km で、車で 10 分程度です。

以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：珍しい案件のように聞こえますが、中野市等で実績があったり、関係機関の土地改良区等との調整もできているし、農地バンクも承知しているという事案だと思います。

議長：質問が無ければ番号 2 と番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手多数—

議長：挙手多数であります。牧委員、よろしいですか。

8 番牧委員：東京都の方、というのが気にかかるのですが、許可として良いものでしょうか。

議長：中野市でキノコの菌床栽培をやっているなど実績があるわけですね。

事務局：代理人からはこの農業法人、「栄農人」といいますが、その企業概要について資料を受け取っています。ホームページもあります。

先ほどの説明内容はその資料から抜粋したのですが、事務所以外の所在地としては、県内は飯山市、中野市、富士見に 2 カ所あって、中野と飯山がキノコ、富士見がカット野菜なんです。これらはいずれも農地での事業でないということです。

申請地に通って来る方について気になる部分とすれば、その栽培技術とかであると思いますが、4 名の方それぞれの農作業歴が 3 年から 30 年あるということです。また、39 歳が 3 名、60 歳が 1 名という構成で、農作業従事日数は 300 日を予定しています。それと、防除についてですが、リンゴとコメのところはそ現状のまま引き継ぐため、防除内容も変化なく、周辺農地へは影響を及ぼさないということです。また、ズッキーニの所については、登記は田ですが、これまでも畑地利用されてきた場所で、現地を見ると、公道との高低差は無い状況になっていまして、ここは地域の防除基準に従うとのことを申請書にて記載いただいています。

あとは、中野市内のキノコの場所は、岩船という地籍にあります。が、農場はなく、農産物の生産、加工、販売は、県外では実績があるため、長野県でもそういったことを手掛けたいという営農計画になっています。

収穫物は、法人がすべて買い上げて、そこから直販の形態で販売する、となっています。苗類は現在の仕入れ先から仕入れを行うということです。

8 番牧委員：わかりました。

議長：では、よろしいでしょうか。では、番号 2 および番号 3 は許可とします。続いて、番号 4 について、私より説明致します。

議長：貸付人は大島の方です。借受人は、貸付人とは住所が異なりますが、両者の関係は親族であり、譲渡人の娘さんの配偶者です。今までも千両の自宅から大島の家へ毎日通って、果樹園の管理をしてきたということでもあります。今後、経営移譲ということで、計 19 筆の農地について、使用貸借の設定を行うという内容で今回出てきたものです。

農作業の実績や農機具についても、これまで通りということで、問題ないと思います。

農地の所在は多数ありますが、地図の資料のとおりです。河川敷内であったり、色々なところに分散していますが、ほぼ一括して設定するというものです。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無いようですので、番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 4 は許可とします。

次に、議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、私より説明致します。

議長：貸付人は山王島の方、借受人は大島の方です。借受人は就農者ということで、数年前から農業への取り組みをしっかりとやっている方です。JA のもも部会の役員もやっていたりして、農産物の栽培等は非常に意欲的に行っているということです。

土地の所在ですけれども、地図の資料の 7 ページになります。2 筆ありますけれども、高速の側道にぶつかる広い道を上から下りてきて、ぶつかる手前で右手に、山王島の神社に入る道の道沿いのような所にあります。片方は栗、もう片方はリンゴ園になっていて、前は違う借受人がいましたが、その方から継承して申請者が耕作をするということです。

議長：質問等ありましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。続いて、番号 2 と番号 3 について、私より説明致します。

議長：番号 2 について、借受人は大島の方で、A という法人で従業員と一緒に他の借受地等を利用して農作業に取り組んでいる 35 歳の方です。今回、新たに土地を借り受け

るというものです。地図の資料は8ページになります。

借受人については、これまでも農業経営をやっているということで、農機具、労力の点で問題は無いと思います。

申請地においては、モモあるいはモモ類、ネクタリンかと思いますが、モモ類の栽培を行うということです。

関連して番号3について説明しますが、借受人が番号2と同じ方です。申請地は地図の9ページになります。わかば保育園から北へ進んだ所にあります。ここでもモモの栽培に取り組むということでした。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号2と番号3は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2と番号3は決定とします。続いて、番号4について、3番岩崎委員より説明願います。

3番岩崎委員：地図は10ページになります。ページの中ほどにあります。借受人から聞き取りをしました。

作付けするのはリンゴです。貸付人が今まで栽培してきたのを、そのまま継続して栽培するという話です。借受人の所有する農機具は、SS、乗用草刈機、高所作業機等があり、問題ないと思います。借受人はあちこちに畑がありますが、労力は、本人と奥さん、それに若夫婦もいまして、時によってパート雇用も使われているようです。また、農地までの移動距離は2km程度ですので問題ないと思います。現地を見ると、隣接地もリンゴ、ブドウ、野菜といった畑になっていますので、リンゴの栽培に問題は無いと思います。

両者の関係は、農地バンクで紹介を受けたものだそうで、問題は無いものと考えます。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号4は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号4は決定とします。続いて、番号5について、事務局より説明願います。

事務局：地図は11ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道の六川沖交差点から見て北の区域内に位置しています。

貸付人、借受人ともに中野市の方です。貸付人は労力不足で自分では耕作できないの

で、以前も、今年3月末までの間、別の方に貸し付けを行っていましたが、その方とは契約が更新されないこととなったため、前から新たな借り手を探していました。

このたび、同じ中野市で大規模にコメ栽培をしている方に借りてもらえることになりまして、今回の申請となっています。

借受人について、現在、小布施町内だけで約17haの水田を所有または借りていて、両親と本人夫婦の計4名を軸にコメを大規模に栽培しています。申請地でもこれまでに同じく、コメを栽培します。所有する農機具は、トラクター4台、コンバイン2台、田植機2台、トラック4台となっています。距離は、自宅から車で10分以内と近く、また、このあたりの地域では相当の面積の水田を現在耕作されていますので、今回も問題なくやっていただけるものと思われま

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号5は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号5は決定とします。続いて、番号6について、事務局より説明願います。

事務局：地図は8ページをご覧ください。申請地は、上信越自動車道の側道近くで、小布施バルブステーションの南西のところに位置しています。

貸付人、借受人ともに押羽の方です。平成28年10月1日より5年間の利用権設定をしていましたが、7月末で契約期間満了となるため、前もって再設定の手続きをするものです。契約内容は前回同様、引き続きリンゴの栽培をする計画となっています。

以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

11番本間委員：借受人は92歳と高齢なんですが、後継ぎの方等がいらっしゃるのですか。

事務局：はい、そうです。借受人には息子さんとお孫さんがいて、申請者からするとお孫さんが農業をやりたいと言っています。今は教員ですが、休みの日などに手伝いをしていて、今後、教員をお辞めになって本格的に農業をするとのことで、2カ月前の総会でも別の案件を取り扱いました。それで、お孫さんについては、同居はしていないようなのですが、ひとつの農家世帯としては重要な労力になっていると把握しております。

議長：他に質問ございましたらお願いします。

議長：質問が無いようですので、番号6について、同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 6 は決定とします。続いて、番号 7 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 11 ページをご覧ください。申請地は、国道 403 号線から中野市へ入る手前の東側の区域内にあります。

貸付人、借受人ともに中野市の方です。平成 30 年 7 月 1 日より 3 年間の利用権設定をしていましたが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約内容は前回同様、引き続き牧草を育てる計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 7 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 7 は決定とします。続いて、番号 8 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 8 ページをご覧ください。申請地は、上信越自動車道の側道から押羽の集落への入口に入って、深沢川が見える所の手前の区域内にあります。

貸付人、借受人ともに押羽の方です。契約当時、借受人側は父親の名義であり、この貸付人と平成 23 年 7 月 1 日より 10 年間の利用権設定をしていましたが、この父親は死亡しており、それ以降は今回の申請者が実質的に耕作を続けてきたところです。

現契約は今月末で契約期間満了となるため、現状のまま申請者が耕作を続けられるようにしたいということで、再設定の手続きをするものです。契約内容は前回同様、引き続きリンゴの栽培をする計画となっています。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 8 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 8 は決定とします。

次に、報告第 4 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：届出者は中町の方です。地図は 12 ページをご覧ください。該当地は、小布施中学校の西、町営森の駐車場の北に位置しており、市街化区域内になります。自己所有地の転用であるため、4 条の届出になります。

現状、ここは道路を挟んで北側にある届出人の自宅、及び、東に隣接する宅地には倉庫があり、それらと一体利用の状態となっております。該当地については自家用車の駐車場として長年利用されていますが、これが届出無しであることが判明したため、事後ではありますが、このたび転用の届出があったものです。

今後も現状から変更無く、自家用車の駐車場として利用するとのこと。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

次に、報告第 5 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：譲渡人は上町の方、譲受人は東町の方です。地図は 13 ページをご覧ください。該当地は、新生病院の北側にある病院の第 1 駐車場の奥にあり、ここは市街化区域内になります。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5 条の届出になります。

今回、戸建て住宅を建築するとして、届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 12 ページをご覧ください。譲渡人は県外の方、譲受人は町内の不動産事業者です。該当地は、森の駐車場を東に出て、松村駐車場の方へ向かって少し進んだ所にあり、ここは市街化区域内になります。売買による所有権移転を伴う転用となるため、5 条の届出になります。

転用面積は 379 m²で、宅地造成するため届出があったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ、報告案件のためご了承願います。

次に、報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：この報告は、先の議案第6号番号1の関連案件です。

貸付人、借受人ともに山王島の方です。地図は7ページをご覧ください。

平成27年6月1日より5年間、また、更新して令和2年6月1日より5年間の賃貸借契約を結んでいましたが、先ほどの議案第6号番号1において議長より説明頂きましたとおり、このたび、他の方がここの耕作を引き継ぐこととなったため、合意解約の手続きをしたものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。次に、番号2と番号3について、事務局より説明願います。

事務局：この報告は、先の議案第5号番号3の関連案件です。

貸付人は中条の方、借受人はそれぞれ林と飯綱町にお住まいです。地図は3ページをご覧ください。該当地は、くだもの街道沿い、JAライスセンターから東側の地域に点在しています。

番号2の契約は平成30年4月1日からの10年間、番号3の契約は令和2年4月1日からの3年間ということで各々賃貸借契約を結んでいましたが、先ほど議案第5号番号3において説明いたしましたとおり、このたび、別の方に売買で所有権移転することとなったため、現在の貸借契約を合意解約したものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

次に、報告第7号、農地法施行規則第29条第1項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：届出者は羽場の方です。地図は2ページをご覧ください。また、議案書には添付資料として配置図を取り付けていますので、そちらも併せてご覧ください。

申請地は届出人の自宅の北側で、自作地です。場所は、国道403号線を北に向かい、北部共撰所に向かいにある脇道を少し進んだ所にあります。転用面積は全体で33.34㎡あり、2アール未満の農業用施設ですので、農地法施行規則第29条第1号の規定に該当するため、届出で転用できるということになっています。

もともと同じ場所に農業用車庫があり利用していたのですが、このたび、それが老朽化しているため建て直したいと計画を立てた際に、これまで届出がされていなかったことが判明したため、今回、是正の届出を行ったものです。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 3 時 03 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和3年6月29日

小布施町農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員